

令和5年1月10日

精華町議会

議長 三原 和久 様

相楽郡広域事務組合議会議員

三原 和久

岡田 三郎

青木 敏

令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について（報告）

11月25日（金）に大谷処理場会議室において、令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、開催されましたので、報告いたします。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取り組みについて、資料の配付をもって報告がありました。内容は「令和4年第2回定例会議会業務報告」、「相楽休日応急診療所での新型コロナウイルスPCR検査によるアクシデントについて」であり、後者の「休日応急診療所でのアクシデント」については、次のとおり報告がありました。

去る10月30日の診療時、木津川市在住の2歳の男の子に対するPCR検査の際、医師が綿棒を鼻に挿入し、引き抜いた際に、綿棒の先が無くなっており、京都府立医大附属病院に救急車で搬送された。その時、府立医大で診察された医師が、山城総合医療センターで週1回診察されており、去る11月15日に受診され、後遺障害が残存する可能性は低いと説明をされたとのことで、安堵している。なお、使用していた綿棒については、速やかに回収し、別メーカーの綿棒を使用するとともに、本事案の状況を朝礼にて徹底している。また、今後の対応については、患者の父親と協議をし、診療費の負担などは、医師賠償責任保険に加入していることから、保険からの補てんとするかなど管理者の医師と調整をし、丁寧な対応に努めていく。

なお、このことについては、12月8日に休日応急診療所運営委員会に報告し、その対応策について検討いただくこととしている。

次に、一般質問では、木津川市西山議員から、「これからの本組合の在り方は」について、木津川市炭本議員から、「聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会の要望書を問う」についての質問がありました。

続いて、議案の審議に入り、まず、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については、公平委員会委員 藤木美能里氏の任期が、令和4年12月18日をもって満了することに伴い、同委員を再任するため、議会の同意を求めるもので、

質疑はなく、全員賛成で同意されました。

続いて、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、

- ・歳入総額は、2億5,957万8,659円
- ・歳出総額は、2億5,497万2,098円
- ・歳入歳出差引額は、460万6,561円
- ・実質収支額は、460万6,561円 であり、

主な質疑は、

Q 一般管理費の時間外勤務手当の推移を確認したい。コロナ対応で、日曜日とか祝日に出勤されており、この時間外勤務手当が該当するのか、どのように対応していくのか。

消費生活センター運営経費について、若年層の相談件数が増加している。相談に十分対応できているのか。

A 一般管理費の決算額は、令和2年度に比べますと約7万8,000円減少です。令和2年度は、し尿処理施設の基幹改良工事の本格年度という関係で、補助金の申請事業等の超過勤務、時間外勤務が増えたが、一定落ち着いたというところである。しかし、決算額には表れておりませんが、令和3年度には休日応急診療所で職員が休日に出勤することが多々あった。この分については、平日に代休という形で対応している。職員が出勤し、代休消化ということで対応している。

次に、成年年齢の引き下げとか、高齢者の被害相談も引き続きあるが、基本は相談を受けるのは相談員で、相談担当相談員は2名、教育啓発担当を1名配置している。電話相談で長引くこともありますが、時間外勤務は、教育啓発担当の相談員が日曜日に出前講座に行った場合などである。代休という方法もあるが、平日に休むと業務に支障を来たすので、時間外勤務手当の支給で対応している。

質疑の後、全員賛成で認定されました。

続いて、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、

- ・歳入総額は、3,225万8,498円
- ・歳出総額は、2,754万 393円
- ・歳入歳出差引額は、471万8,105円
- ・実質収支額は、471万8,105円 であり、

主な質疑は、

Q 休日診の未済額がある。金額は大きくないが、後日請求であり、陽性者は無料と思っている人が多い。電話で自己負担額をお知らせすべきでは。

A 発熱患者の自己負担分については、郵送による請求としている。

未収者への対応としては、納期限後に電話による督促、郵送による督促など様々

な方法で、支払いを促している。引き続き、未収者への対応は継続していく。
質疑の後、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、令和4年8月8日に人事院勧告がなされ、これを受け、法律案が令和4年11月11日に可決された。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していることから、国と同様に月例給・勤勉手当を改定する必要がある、また、職員給料支給方法を変更するため、職員給与条例の一部を改正するもので、

質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引き上げに対応し、支給水準を引き上げるため、会計年度任用職員の給与等条例の一部を改正するもので、

質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)については、令和4年度一般会計予算に、歳入歳出それぞれ460万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7360万5千円とするのもので、歳出では、職員給与条例の一部改正に伴う一般管理費の増額、し尿処理費、予備費の増額補正を行い、歳入では、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うもので、

主な質疑は、

Q 長期包括的運營業務見積精査分について、決算で包括発注支援業務は長期契約の方が有利ということで、進められている。単純に長期の方が経費削減になるとは思っているが、単年度でも十分経費削減が進められているとも聞くが。

A 令和3年度に包括発注の導入可能性調査報告書を取りまとめ、長期包括的運營業務委託することで、民間事業者による長期的な計画に基づく機器の予防保全、それから薬品、電力の効率的な運用、さらには人員の柔軟な配置によるコスト削減効果が見込まれる。令和4年度に、令和5年度からの複数年の包括発注に向けた検討を行い、見積精査することによって、どれだけの削減が見込めるのかということであるが、初めての取組ということもあり、単純に事務レベルで数字を精査すると言うよりは、コンサルタントの専門的な知見から、積算要領に基づく精査をする必要がある。第三者の客観的な指標に基づいて精査をした結果、この額になった。

第三者の客観的な評価での3か年の契約ができると考えており、より公平公正な委託契約が締結できると考えている。

質疑の後、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度の特別会計予算に、歳入歳出それぞれ683万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,483万1千円とするのもので、歳出では、振興費、休日応急診療費の増額補正を行い、歳入では、財産運用収入、診療報酬収入の増額、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うもので、主な質疑は、

Q 令和5年2月に診療報酬収入を補正されるとのことだが、見込みとして、どの程度考えているのか。また、第8波が1月にピークを迎えるが、補助金など、収入の補填はあるのか。

A 令和4年10月までの診療報酬収入は約1,700万円であり、単純に1,700万円に7か月を乗じて12か月で割戻すと2千万台後半になると予想している。また、補助金については、新型コロナが疑われる患者のための発熱外来を設置し

た日に対して、1日あたり10万円が交付され、この期間の診療日は18日なので、180万円が交付される見込みである。

質疑の後、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第12号、京都府市町村職員退職手当組合格約の変更については、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合格約を変更することについて、議会の議決を求めるもので、

質疑はなく、全員賛成で可決されました。

以上